

# 地域で共に暮らすために

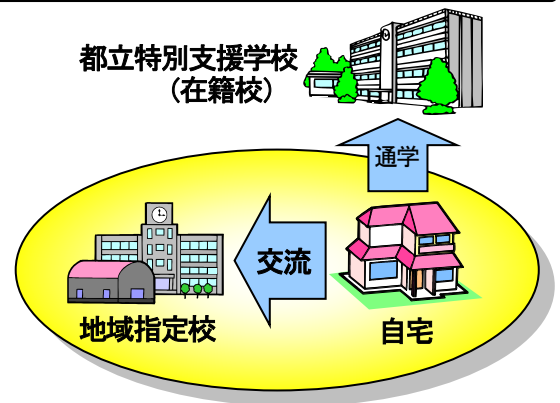
## ～副籍制度を利用した都立小金井特別支援学校の交流活動～

### 副籍制度とは

◇ 原則として都立特別支援学校の小・中学部に在籍する全ての児童・生徒が対象となります。

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

- 都立特別支援学校で学ぶ児童・生徒は、スクールバス等を利用して自宅から離れた学校に通っている場合が多いため、居住地域における同年代の子供同士の交流の機会が少なくなりがちです。
- 一人通学に向けた練習や外出中のアクシデント、災害時に地域の小・中学校に避難する可能性などに備え、居住地域に、知り合いを増やしていくことが、安心・安全の助けにつながります。



## 副籍制度は将来の「共生地域」の担い手となる人材の育成を目指します

副籍制度の目指すものは、障害のある人と障害のない人とが交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす「共生地域」の実現です。「共生地域」の実現のためには、将来、その担い手となる小学校や中学校、都立特別支援学校の子供たち一人一人の「心」を育てていくことが大切です。これは「心のバリアフリー」の実現と言えます。

### 学齢期

### 【学校では】 相互理解



- ★ 副籍制度を通じて知り合った友達と、挨拶や言葉を交わし合ったり、遊びや地域活動に誘ったりなど、日常的な関わりがもてる。

### 成人期

### 【地域社会では】 共生地域



- ★ 一人一人を大切に、共に支え合う地域社会を主体的に築いていくことができる。

共生地域とは、「障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会」のことです。これは、我が国が目指す共生社会の理念を更に具体化した概念であり、都教育委員会が独自に用いる用語です。

## 小金井特別支援学校 副籍交流内容の紹介

- 本校の交流には、学校だより等の手紙の交換を主とする「間接的な交流④・⑤」と都立特別支援学校の児童・生徒が地域指定校の授業や行事に参加する「直接的な交流」があります。形態にとらわれず、一人一人に合った交流を進めます。

### <間接的な交流の例>

- ◆ 間接的な交流④ 学校だより・行事案内の交換
    - ・郵送等による学校だより・行事案内の交換 ※本校では、基本的に全員に実施
  - ◆ 間接的な交流⑤ ④に加え、手紙や作品等の交換
    - ・本人を知ってもらうための「自己紹介シート」、「〇〇さん通信」などの送付
    - ・本人の手紙や作品等のやりとり、作品展での展示 など
- ※ ④⑤共に教員が行います。希望により、地域指定校との顔合わせ、見学等を行うことができます。

### <直接的な交流の例> 詳しくは『副籍交流（直接交流）の取り組み紹介』を参照

- ◆ 親子で放課後等に直接手紙を届ける
  - ◆ 学校行事等の見学・参加
    - ・学芸会、文化祭、展覧会、運動会
  - ◆ 授業等の参加
    - ・音楽・図工・体育等の授業に参加
    - ・朝の会・帰りの会や学年集会への参加
    - ・部活動等への参加 など
- ※ 保護者等の引率のもとで地域指定校の授業や学校行事に参加します。保護者以外の引率については御相談ください。
- ※ 間接交流④・⑤の内容を含みます。
- 感染症予防のため、マスク等感染対策の徹底や内容の縮小、短時間での実施等が考えられます。

○地域指定校と相談のうえ、交流の可否を判断します。

○相談によりオンラインによる交流を行うこともあります。

## 交流開始までの手順

感染症予防のため、変更となる場合があります。

- 1 参加形態調査・希望者名簿の作成（本校）
- 2 各市教育委員会への通知（本校）
- 3 地域指定校の決定及び本校への回答（各市教育委員会）
- 4 保護者の希望をもとに本校と地域指定校が交流内容等の打合せを行い、交流を開始（本校・地域指定校）

- ※ 諸般の事情によって副籍制度の利用を希望しない場合には、地域指定校は指定しません。ただし、保護者の希望によりいつでも、地域指定校を定め、交流開始の相談をすることができます。
- ※ 具体的な交流内容は、保護者の希望をもとに地域指定校と都立特別支援学校とが相談して決定します。

いつもとは違う世界に、しかも自分一人で飛び込んでいくことは、とても勇気のいることだと思います。でも、ほんの少しの勇気を出して飛び込んでみると、そこには今まで知らなかった世界が開けていて、その世界はきっと子供たちに新たな元気をくれる世界だと思います。

（問合せ） 東京都立小金井特別支援学校 副校長又は特別支援教育コーディネーター  
電話：042-384-6881 ファクシミリ：042-382-8543

## 都立小金井特別支援学校 令和5年度 副籍交流に関する Q&A

### 【間接交流④・直接交流共通事項について】

#### Q1 都立小金井特別支援学校では、どのように副籍交流を進めていますか？

本校では、「副籍交流ガイドブック」（東京都教育委員会）を基に、実施内容や実施手順などを記入した「小金井特別支援学校副籍実施要項」、「副籍交流の手引き」を作成し、円滑な実施に努めています。

#### Q2 地域指定校はどこになりますか？

原則として自宅に最も近い小学校又は中学校となります。地域指定校は、各市教育委員会が調整・決定し、保護者に通知します。特別な事情があり、上記以外の小学校又は中学校を地域指定校に希望する場合には、各市教育委員会は、保護者が希望する小学校又は中学校の校長と相談の上、地域指定校を決定します。

#### Q3 間接的な交流④でも、参加する意味がありますか？

副籍を置き、お便りの交換をすることは、互いの学校の様子等を知り合うための有効な手段の一つです。間接的な交流であっても、本校では、担任やコーディネーター等が地域指定校を訪問する等、共生社会・共生地域の実現に向けた取組や障害理解推進授業等について紹介しています。このことは、小・中学校の先生方の意識を醸成する機会にもなります。

#### Q4 間接交流はいつから始まりますか？

継続者については、5月までに開始できるよう地域指定校と連絡・調整を行っていきます。新・転入生の場合は、手続きや地域指定校との確認が終わり次第、速やかに開始します。

#### Q5 直接交流はいつから始まりますか？

継続者については、4月末～6月頃までに、打合せのために地域指定校を訪問します。本人、保護者、両校の担任等で、交流内容について具体的に相談します（必要に応じて、地域指定校の管理職、本校及び地域指定校の特別支援教育コーディネーターも同席します）。

新・転入生の場合、本校での学校生活に慣れた2学期から交流を開始する場合も多くあります。一人一人の事情や地域指定校の状況を検討し、開始時期を決めます。

#### Q6 交流の年間計画や評価はどのように行いますか？

「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書兼実施報告書」を作成し、本校・保護者・地域指定校・市及び都教育委員会で共有します。併せて、児童・生徒の指導要録及び学校生活支援シートに記載します。

#### Q7 地域指定校でどのように児童・生徒を紹介しますか？

本校児童・生徒についての理解を深めるために、地域指定校の学校便り・学年便りなどに名前を載せたり、教室に写真を掲示したりすることがあります。名前を知り、顔が見えることは交流の第一歩になります。掲載に当たっては、「副籍の個人情報の掲載に関するアンケート」で確認をとってから進めます。

間接交流④を選択した場合、地域指定校の児童・生徒には名前等を伝えない形で参加することもできます。地域指定校には、打合せ時に「副籍の個人情報の掲載に関するアンケート」の写しを渡し、当初目的以外に情報を利用することがないよう、十分な注意と管理をお願いしています。

### 【直接交流について】

#### Q8 交流活動中の事故等は、どうなりますか？

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付等の適用になります。ただし、物損等の補償は定めがないため、直接的な交流を希望する場合は、損害賠償保険等の加入について、御検討ください。

### **Q9 直接的な交流を実施する場合の基本的な事項は、どのようになっていますか？**

- 直接的な交流は、地域指定校の施設設備で対応可能な範囲の内容で計画・実施します。
- 机、椅子、下駄箱等は、地域指定校の物品を使用します。
- 地域指定校の学習に参加する日は、都立特別支援学校の出席日として取扱います。土・日曜日などの本校の授業日ではない日は、自主的な参加の扱いとなるため、出席扱いにはなりません。
- 本人の交通費は申請できます。タクシー代、付添い者の経費、土・日曜日の参加等は支給されません。詳細については、直接的な交流希望者に対し、後日書面にてお知らせします。
- 地域指定校の了解がある場合には、課外活動に参加することもできます。
- 教科書は、都教育委員会が採択した教科書が在籍校で無償給与されます。したがって地域指定校と同じ教科書の使用を希望する場合には、保護者の負担で購入することになります。
- その他、地域指定校において都立特別支援学校の児童・生徒に還元される教材や給食等の費用についても、保護者負担となります。

### **Q10 直接的な交流の付添いについては、どのようになっていますか？**

東京都教育委員会では、原則として保護者が行うものとしています。ただし、保護者の責任において、ボランティア等が付き添いを行うことも可能です。その際、保護者は、事前にその旨を在籍校及び地域指定校に知らせ、了解を得ておく必要があります。少なくとも、最初の交流日には保護者が付き添い、地域指定校の様子等を把握しておく必要があると考えます。

### **Q11 直接的な交流として地域指定校の授業に参加する場合の標準的な時数はありますか？**

在籍校はあくまでも都立小金井特別支援学校です。在籍校での教育課程の実施に支障のない範囲で計画・実施する必要があります。

### **Q12 地域指定校が実施する遠足等の行事に参加することは可能ですか？**

在籍校においても、遠足等の行事を実施し、安全に参加している必要があります。参加する場合には、在籍校と地域指定校とが十分な事前打合せを行い、保護者の責任の下、安全に留意して参加する必要があります。なお、宿泊行事への参加は、想定していません。

### **Q13 交流には担任も一緒に行きますか？**

基本的に付添いは保護者のみです。新規参加者が初回交流を行う際には、担任や特別支援教育コーディネーターが同行し、本校及び児童・生徒の様子を紹介するよう努めています。

### **Q14 地域指定校への連絡はどのようにとりますか？**

本校担任が地域指定校と連絡を取ります。保護者が直接地域指定校と連絡を取ることは、できません。

### **Q15 地域指定校の教員、児童・生徒、保護者への理解推進はどのように行いますか？**

- 学校便り・特別支援教育通信・副籍制度資料等を通して、副籍や特別支援教育の理解推進を図っています。
- 特別支援教育コーディネーターが中心となり、理解推進授業を行っています。
- 小・中学校の特別支援教育研修会への講師派遣、巡回相談等の支援活動を行っています。
- 希望する保護者が地域指定校の保護者会に参加し、副籍や子供のことを紹介することもありました。

### **Q16 副籍交流にはどんな課題がありますか？**

個々の事情や地域指定校の状況により、交流内容・回数が希望どおりにできないことがあります。また、年度当初の計画を変更することもあります。互いの状況を理解した上で、充実した交流のあり方を検討し、長い見通しの下で続けていくことが必要です。

(問合せ) 東京都立小金井特別支援学校 副校長 又は特別支援教育コーディネーター  
電話：042-384-6881 ファクシミリ：042-382-8543